

～ 退職者向け医療保険制度リーフレット～

どうなるの？ 『退職後の医療保険制度』

退職（臨時講師、会計年度任用職員等の任期終了を含む）すると、その翌日に共済組合員資格を喪失しますので、現在お持ちの組合員証や組合員被扶養者証を返納していただきます。

資格喪失後は再就職の有無やご自身の家族構成等から加入すべき医療保険制度を選択し、**ご自身で加入手続きを行っていただく必要があります**ので、退職後の医療保険制度と加入手続きをご案内させていただきます。

なお、75歳以上の方は退職後も引き続き後期高齢者制度の被保険者となりますので、加入手続きは不要です。



タンキちゃん



公立学校共済組合滋賀支部

I. 退職後の医療保険制度について【重要】

1. 退職後の医療保険制度 概要図 ①
2. 再就職する場合に加入する医療保険制度 ②
3. 再就職しない場合加入する医療保険制度 ③
4. 加入すべき制度の決め方 ④

II. 公立学校共済組合の任意継続組合員制度について

1. 任意継続組合員制度の概要と加入手続きについて ⑤
2. 任意継続組合員制度の保険料（掛金） ⑥
3. 任意継続組合員制度の医療給付の内容と特徴 ⑧
4. 被扶養者の認定について ⑨

III. よくある質問事例（FAQ）

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 再就職する場合 ⑩ | 2. 被扶養者になる場合 ⑪ |
| 3. 任意継続組合員制度 ⑫ | 4. 夫婦ともに退職する場合 ⑬ |

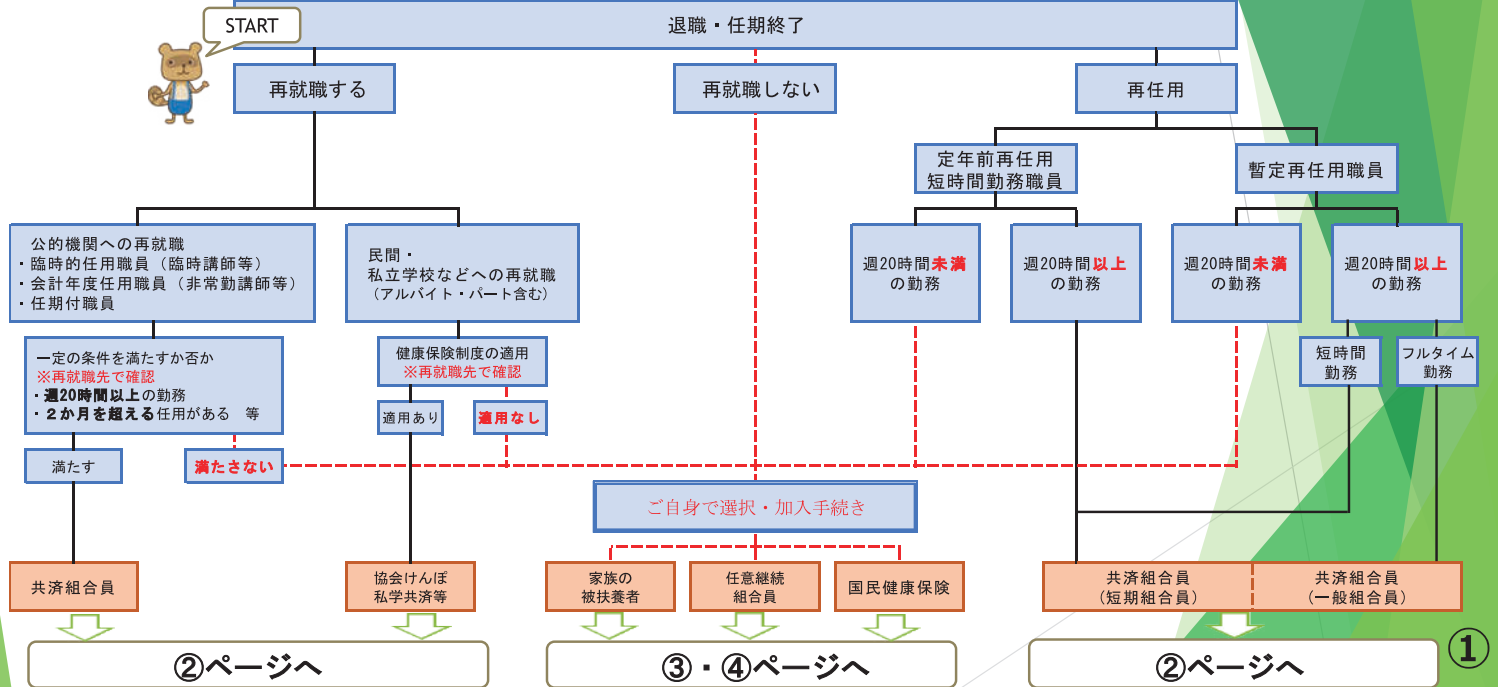
①～④ページは
必ず読んでね。



I. 退職後の医療保険制度について

1. 退職後の医療保険制度 概要図

退職後にはご自身の就労状況や家族構成等により、次の医療保険制度に加入することになります。



2. 再就職する場合に加入する医療保険制度

再就職先の雇用条件を確認し、**健康保険制度の適用がある場合は**、新たな職場で健康保険制度への加入手続きを行います。（選択はできません。）

再就職するものの、**健康保険制度の適用がない場合は**、次の③ページ「3. 再就職しない場合に加する医療保険制度」をご覧ください。

主な再就職先の健康保険制度加入状況（参考）

再就職先	加入状況	手続き等
暫定再任用職員	【週20時間以上勤務の場合】 引き続き 共済組合員	手続き不要
定年前再任用短時間勤務職員	（フルタイムは一般組合員・短時間は短期組合員）	
臨時的任用職員 （臨時講師等）	以下の条件をすべて満たす任用の場合は共済組合員	引き続き共済組合員となる場合は加入手続きは不要ですが、職員番号が変わるため、別途組合員証の差し替えを案内します。 退職日から数日後に任用される場合は、その空白期間は次の③ページのいずれかに加入してください。
会計年度任用職員 （フルタイム・パートタイム）	〔 週20時間以上の勤務 ・ 2か月を超える任用がある 等 〕	
任期付職員 （フルタイム・パートタイム）		
民間企業や私立学校等 （アルバイト・パート含む）	雇用条件によって異なる 再就職先に必ず確認をしてください！！	

就職先に健康保険
ある？ ない？



3. 再就職しない場合に加入する医療保険制度

退職後に**再就職をしない場合**は次の3つの公的医療保険制度のいずれかに加入することになります。

家族の被扶養者

保険料は無料ですが、被扶養者の要件を満たす必要があるため、家族が加入する勤務先または、健康保険組合に確認してください。
(収入限度額130万円未満や同居等。⑪ページ「よくある質問事例」を参照)

任意継続組合員

引き続き組合員期間が1年と1日以上が、退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」を提出し、掛金の納付を行った場合に加入することができます。(最長2年間)

国民健康保険

お住まいの市区町村の窓口で加入手続きを行います。保険料は加入する世帯や前年の所得などにより決まります。

どれを選んだらいいの?
(⇒次の④ページ)



③

4. 加入すべき制度の決め方

再就職しない または 再就職先で健康保険制度の適用がない場合

同居する家族(配偶者や子など)が加入している健康保険組合の被扶養者に該当するか確認する。(⑪ページ「よくある質問事例」を参照)

被扶養者に該当しない

任意継続組合員(任継) か 国民健康保険(国保) かどちらかを選択
《選択する際の判断材料》

① 保険料(掛金)はいくらになるか

任意継続組合員制度の保険料は当支部ホームページで試算ができます。国民健康保険の保険料は居住地の市区町村役場や支所の窓口で試算を依頼してください。保険料が同程度の場合は、医療給付が手厚い任意継続組合員制度を選択することをお勧めします。

② 過去の退職者の傾向

退職後1年目は在職中の報酬が国民健康保険の保険料に反映され高額になるケースが多く、1年目は任意継続組合員を選択し、2年目から国民健康保険に変更される方が多いです。

被扶養者になれるかな.....



④

II. 公立学校共済組合の任意継続組合員制度について

1. 任意継続組合員制度の概要と加入手続きについて

制度内容

退職後、最長2年間、引き続き医療給付（休業給付を除く）を受けることができます。
※ 健康保険制度のため、年金制度の適用はありません。

加入条件

次の①、②のすべての条件を満たすと、加入できます。

- ① 退職日の前日まで引き続き1年（**1年と1日**）以上組合員である。
- ② 「任意継続組合員申出書」を**退職の日から起算して20日以内**に共済組合に提出し、掛金を払い込む。

加入手続き

- ① **「任意継続組合員申出書」を共済組合に提出※**
- ② 共済組合からご自宅に振込みの案内（掛金額、振込方法など）を送付
- ③ **振込期限（退職の日から起算して20日）までに任意継続掛金を振込む**
- ④ 共済組合が入金確認後、任意継続組合員証等をご自宅に送付

※ 「任意継続組合員申出書」は当支部ホームページ「**こんなときガイド**>退職するとき」からダウンロードしてください。



5

2. 任意継続組合員制度の保険料（掛金）

1か月分の任意継続掛金の計算式

標準報酬月額		×	掛金率		=	1か月分の掛金額（円未満切捨て）	
※1			短期掛金	93.20 / 1000			
or	上限 380,000 円		介護掛金 (40歳以上65歳未満)	15.92 / 1000	=		

※1 給与支給明細書の「標準報酬（短期・介護）」に記載された標準報酬月額を記載し、上限額の380,000円と比べて低い方に掛金率を乗じて1か月分の掛金を算定してください。

※2 標準報酬月額と掛金率は年度により変更となる場合があります。

掛金の前納制度

掛金は毎月納める方法（各月納付）の他に、前納する方法があります。

- ① 12か月前納（加入時に1年分を一括納入する）
- ② 6か月前納（加入時に6か月分を、半年後に6か月分を納入する）
- ③ 各月納付（1か月分の掛金を毎月、前月の末日までに納入する）

《前納する掛金の計算方法》

当支部ホームページの**こんなときガイド**「退職するとき」から試算ができます。

試算してみよう！



6

参考資料 「12か月・6か月前納額 早見表」【年度末退職者の場合】

	退職時の標準報酬月額	例1) 200,000	例2) 260,000	例3) 360,000	例4) 380,000以上
	⇒ 任継掛金の標準となる額	200,000	260,000	360,000	380,000
12か月前納	短期任継掛金	218,992	284,690	394,186	416,085
	介護任継掛金	37,407	48,627	67,331	71,067
	掛金額(年額)	256,399	333,317	461,517	487,152
	☆各月納付との差額	-5,489	-7,135	-9,879	-10,428
6か月前納	短期任継掛金	110,570	143,741	199,025	210,082
	介護任継掛金	18,887	24,552	33,995	35,882
	6か月分掛金額計	129,457	168,293	233,020	245,964
	掛金額(年額)	258,914	336,586	466,040	491,928
	☆各月納付との差額	-2,974	-3,866	-5,356	-5,652
各月納付	短期任継掛金	18,640	24,232	33,552	35,416
	介護任継掛金	3,184	4,139	5,731	6,049
	各月掛金額計	21,824	28,371	39,283	41,465
	掛金額(年額)	261,888	340,452	471,396	497,580

退職時の標準報酬が38万円以上だと12か月前納が各月納付よりも約1万円安い。

12か月前納した方がお得だね！



⑦

《前納するメリット(ほとんどの方が12か月前納を選択される理由)》

- ① 前納することにより掛金が安くなる。
- ② 掛金の納付忘れによる資格喪失を防ぐことができる。
- ③ 掛金振込手数料を節約することができる。

3. 任意継続組合員制度の医療給付の内容と特徴

窓口での3割負担や高額療養費制度は他の医療保険制度と同様ですが、任意継続組合員制度は自己負担額(3割)が**25,000円を超える場合**に、その超えた額を支給する**独自の附加給付制度**があります。

給付事例(総医療費が100万円、窓口負担30万円の場合)

7割、70万円(共済組合負担)	3割、30万円		
	高額療養費	附加給付	自己負担
	212,570円	62,400円	25,030円

- 任意継続組合員の最終自己負担額 25,030円
- 他の医療保険制度の最終自己負担額 87,430円(制度や所得区分により異なります。)

⑧

4. 被扶養者認定について

① 在職中から被扶養者として認定している方

「任意継続組合員申出書」に該当する被扶養者の氏名を記入していただくことで引き続き被扶養者として認定することができます。

ただし、以下に記載の要件を備えている必要があります。

② 新たに認定を希望する被扶養者がいる場合

「任意継続組合員申出書」に該当する被扶養者の氏名を記入していただきますと手続き書類をご自宅へ送付します。手続き書類確認後に以下の要件を満たしている場合は、新たに被扶養者として認定することができます。

〈被扶養者の要件〉

- ・主として組合員の収入により生計を維持していること。
 - ・1年間の収入見込額が130万円（認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する場合は180万円）未満であること。
- ※ ⑩ページ「よくある質問事例」も参照してください。

9

Ⅲ. よくある質問事例（FAQ）

1. 再就職する場合

Q1 退職後、再就職するまでに任用のない期間がある場合はどのような手続きが必要ですか。

A1 再就職するまでは、③ページ「再就職しない場合に加入する医療保険制度」のいずれかに加入手続きを行ってください。

★任意継続組合員資格を取得した日の属する月に再就職予定の方で、家族の被扶養者になれない方は以下を参考に加入手続きを行ってください。

・ 臨時的任用職員、会計年度任用職員等に再就職し共済組合員になる場合 （加入要件あり）

→任意継続組合員制度の加入手続きを行ってください。
初月分の任意継続掛金は徴収しません。

・ 民間、私立学校等に再就職し共済組合以外の健康保険組合に加入する場合

→国民健康保険の加入手続きを行ってください。
国民健康保険に加入した場合、月末時点で加入資格がなければ加入初月分の保険料は徴収されませんが、当共済組合の任意継続組合員制度に加入すると加入初月分の任意継続掛金と再就職先の健康保険料を二重で払っていただくこととなります。

10

2. 被扶養者になる場合

Q1 被扶養者の収入要件を教えてください。

A1 被扶養者の収入限度額は年額130万円（認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する場合は180万円）未満です。公立学校共済組合では退職後の1年間の収入見込みが限度額以内であれば認定できますが、他の健康保険組合では1月から12月の1年間とする場合がありますので、**家族が加入する健康保険組合に確認してください。**

また、非課税所得（遺族年金、障害年金、通勤手当等）や、個人年金も収入とみなしますので、退職後のご自身の収入をしっかり把握してから、家族が加入する健康保険組合に確認してください。

Q2 別居している家族の被扶養者になる場合、要件はありますか。

A2 退職後、別居する子どもや両親の被扶養者になることも可能ですが、別居している家族との生計維持関係を証明する必要があります。当共済組合の判断基準は組合員が被扶養者の総収入の半分以上の生活費の送金を行っているか否かで判断します。

例）年間総収入見込額が80万円の場合は40万円以上の生活費の送金を受け取る必要あり。

詳しくは家族の健康保険組合に聞いてみよう！



11

3. 任意継続組合員制度

Q1 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間だけ臨時講師として勤務した場合、任意継続組合員になれますか。

A1 加入できません。引き続き組合員期間が1年と1日以上が必要です。ただし、正規職員を退職後引き続き臨時講師として任用されていた場合など、引き続き組合員期間が1年と1日以上ある場合は加入することができます。なお、ご自身の組合員期間がわからない、不安な方は共済組合まで連絡してください。

Q2 掛金額が在職中より高額になるのはなぜですか。

A2 在職中の保険料は労使折半のため、半分を雇用主が負担していたからです。

Q3 掛金を12か月前納した後に就職することになった場合、掛金は返金されますか。

A3 就職した月から未経過期間分の掛金を還付します。



12

4. 夫婦ともに退職する場合【年度末退職者】

Q1 一方が健康保険制度がある再就職をし、配偶者は再就職しない場合はどの医療保険制度に加入すればいいですか。

A1 再就職をする方は再就職先の健康保険制度に加入し、配偶者は再就職される方の被扶養者になれるか確認をしてください。
被扶養者になれない場合は任意継続組合員か国民健康保険に加入してください。

Q2 夫婦ともに再就職しない場合はどの医療保険制度に加入すればいいですか。

A2 退職後の扶養の状況により、加入する医療保険制度は次のようになります。

- ▶ 夫婦ともに退職後の収入が少なく、被扶養者の要件を満たしている場合
 - ① 扶養される家族がいる場合
→夫婦ともにその家族の被扶養者になる。
 - ② 扶養される家族がない場合
→退職時の標準報酬月額の高い方が任意継続組合員に加入し、配偶者は任意継続組合員の被扶養者になる。
- ▶ 夫婦の一方のみが退職後の収入が少なく、被扶養者の要件を満たしている場合
→被扶養者の要件を満たしていない方が任意継続組合員に加入し、被扶養者の要件を満たしている方は配偶者または子の被扶養者になる。
- ▶ 夫婦どちらも退職後の収入が多く、被扶養者の要件を満たさない場合
→夫婦ともに任意継続組合員に加入する。

被扶養者の要件は⑪ページを確認してみよう！



13

退職後の医療保険制度の説明は以上になります。

このリーフレットの内容や、退職後の医療保険制度について、ご不明な点やご質問がある場合、下記までお問合せください。

公立学校共済組合滋賀支部 資格給付係

大津市京町四丁目1番1号
滋賀県教育委員会事務局 教職員課 健康福利室内

☎電話でのお問い合わせ
077-528-4554

📄ホームページ
<https://www.kouritu.or.jp/shiga/>



もっもっ